

「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令案」について（概要）

1. 改正の趣旨

低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担の上限額に係る特例措置を拡充するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の額の算定の基礎となる拠出金率を引き上げるもの。

2. 改正の概要

(1) 利用者負担の上限額に係る特例措置の拡充【別紙参照】

- ① 教育認定子ども（特別利用教育を受ける子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもを含む。）の利用者負担額の軽減（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項等）

教育認定子ども等について、第 3 階層（市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満）の利用者負担額を軽減する。

- ② 要保護世帯等に係る特例措置の拡充（令第 4 条第 4 項等）

支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合における第 3 階層（市町村民税所得割合算額が、教育認定子どもについては 77,101 円未満、保育認定子どもについては 48,600 円未満）及び保育認定子どもに係る第 4 階層の一部（市町村民税所得割合算額が、48,600 円～77,100 円）の利用者負担額について、特例措置を拡充する。

- ③ 多子世帯に係る特例措置の拡充（令第 14 条の 2 第 1 項第 1 号等）

第 2 階層（市町村民税非課税世帯（教育認定子どもについては所得割非課税世帯を含む。)) の第 2 子（現行は半額）を無償とする特例を創設する。

(2) 拠出金率の引上げ

令第 27 条において規定されている現行の拠出金率を 1000 分の 2.0 から 1000 分の 2.3 に引き上げるもの。

3. 根拠法令

法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項、第 29 条第 3 項第 2 号、第 30 条第 2 項、第 70 条第 2 項及び附則第 9 条第 1 項

4. 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日（予定）